

県立特別支援学校 BYOD 利用上の注意
(児童生徒所有端末について)

1 学校で BYOD (Bring Your Own Device) として利用できる個人所有端末 (以降、BYOD という) は以下の推奨スペックと同等以上のものを原則とする。ただし、校長が学校で利用する上で問題ないと判断した場合は、推奨スペックを満たさなくても利用を許可する。

<推奨スペック>

OS : WindowsOS (Windows10 以降)

MacOS (MacOS10.13 以上)

ChromeOS

iPadOS

CPU : Intel Celeron 同等以上 2016 年 8 月以降に製品化されたもの

ストレージ : 32GB 以上

メモリ : 4GB 以上

画面 : 9~14 インチ

無線 LAN : IEEE 802.11 ac 対応

バッテリー機能 : 6 時間以上 (学校で充電することなく利用できるもの)

- 2 BYOD については利用者 (児童生徒及び保護者を含む。以下同様) が責任を持って管理し、故障等についても利用者が対応すること。
- 3 利用者が BYOD の OS を最新のバージョンに更新し、ウイルス対策等のセキュリティ対策を実施すること。
- 4 利用者が BYOD を授業で利用できるよう、「BYOD 接続手順」に従い、必要な作業を事前に実施すること。

- 5 BYOD の利用に当たっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) BYOD を他者に利用させること。
 - (2) BYOD を学習活動以外に利用すること。
 - (3) BYOD を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 6 利用者は、校長から指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 7 利用者は、BYOD の利用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により本県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
- 8 校長及び本県は、校長又は本県の意図に反する BYOD の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9 特別な事情が生じたときは、BYOD の利用を中止することがある。
- 10 利用者の保護者は、本注意の各項目に基づき、利用者が負担する一切の債務について 連帯して保証することとする。
- 11 その他、BYOD の利用に際しては、校長の指示に従うものとする。